

県・市地域協議会の推進について

1. 市町村地域協議会の現状

- 障害者差別の解消を効果的に推進するためには、国レベルでの施策に加え、身近な地域において、地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進される必要がある。このため、障害者差別に関して、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」）という。）を組織することができるとされている。
- 県内においては、40市町村（約74%）において地域協議会が設置されており、全国の一般市町村における設置率（平成30年4月1日時点、約50%）と比較すると設置率は高い。
なお、山武圏域（3市3町）、長生圏域（1市5町1村）、夷隅圏域（2市2町）は共同で設置しているところであり、県内合計40市町村26の地域協議会が設置されている。
- 未設置の市町においては、差別に関する事案がないため、地域内で需要が高まっていない、具体的な課題が無いなどの意見もある。
- 県による市町村の地域協議会の支援として、20の地域協議会においては広域専門指導員や健康福祉センター職員が構成員として地域協議会に参加し、事例の提供や議題の助言を行う他、市町村の地域協議会の準備段階から関わるなど、各圏域で取組がされている。
また、県担当者は、市町村からの求めに応じて、市町村の地域協議会において、障害者差別解消法や障害者条例の説明等を行っている。

広域専門指導員

障害者条例により県内16の障害保健福祉圏域ごとに1名ずつ委嘱され、健康福祉センターなどに配置され、差別を受けたとされる方などからの相談を受ける他、市町村や関係機関と連携し、助言、情報提供を行うなど、個別事案解決のために活動している。

2. 県地域協議会における今後の方針（案）

1) 県による市町村の地域協議会設置などの支援

市町村における地域協議会の設置等を促すためには、県による支援も重要である。他の市町村の取組に関する情報提供の他、必要に応じて圏域単位など複数の市町による地域協議会の協働設置・運営を支援する。

広域専門指導員は圏域内の事例の他、蓄積した事例について情報提供を行う。

2) 複数の地域協議会の間での情報共有等の促進

事業者による合理的配慮の提供を促すことも含め、障害者差別解消を更に推進するためには、地域の関係機関による相談事案の共有や連携等が一層重要になるとともに、複数の地方公共団体の区域にわたる広域的な対応が必要となる事案も想定される。

さらに、各地域の地域協議会においては、地方公共団体の規模や取組状況等により取り扱う事案の数や種類等が異なることから、蓄積された事例や見識にも差異があると考えられる。

これらを踏まえ、県の地域協議会と市町村の地域協議会の間や、市町村の地域協議会と他の市町村の地域協議会の間において、必要に応じて情報共有や助言その他の支援・連携を行うことについて検討する。

また、それぞれの地域協議会において、関係機関が対応した事例の共有等が図られるよう、各地域の取組を更に促すとともに、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援をすべきである。

3. 県地域協議会における今後の取組（案）

- 市町村における地域協議会の内容や取組状況を把握する。

【方法】

- ・ 毎年、当課より市町村に対し、別紙のとおり、地域協議会の設置状況や今後の設置予定を確認している。その調査に合わせ、下記項目を追加する。

<追加内容>

- ・ 地域協議会の開催回数
- ・ 地域協議会の構成メンバー
- ・ 地域協議会でやっている内容
- ・ 地域協議会設置予定、未定となっている市町村に対し、その理由や県に求める支援の確認

※詳細については、別紙参照。

- ・ とりまとめた情報を一覧にして、市町村にフィードバックすることで、各市町村での取組を共有する。